

徳島県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第十五号

徳島県職員定数条例等の一部を改正する条例

(徳島県職員定数条例の一部改正)

第一条 徳島県職員定数条例(昭和二十四年徳島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「常時勤務する」を「常時勤務することを要する」に改め、「(臨時の職員を除く。)」を削る。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 この条例において「臨時的任用職員」とは、地方公務員法第二十二条の三第一項の規定により臨時的に任用された職員をいう。

第四条第二項中「第十九条及び第十九条の二に規定する職員以外の」を削る。

第十一条第三項中「再任用職員」を「地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)」に改める。

第十四条に次の一項を加える。

12 第五項から第十項までの規定は、臨時的任用職員には適用しない。

第十七条第一項中「(常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。))及び臨時職員の給与額については、別に定めるものとする。)」を削る。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第十九条の二を削る。

別表第一の備考ただし書を削る。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第三条 職員の旅費に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の見出しを「(会計年度任用職員等の旅費)」に改め、同条中「の職員」の下に「(地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる者を除く。)」を加える。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第四条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が十八日以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第四条中十一年以上二十五年未満の期間勤務した者の通勤による負傷又は病氣(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りでない。

第七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(勤続期間の計算)」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第七条の二 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に定める期間は、前条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

一 第二条第二項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて十二月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

二 第二条第二項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて十二月を超えるに至るまでの間に引き続き職員となり、通算して十二月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続き勤務した期間

第七条の三 第七条第四項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第二条第二項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であつた者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

第八条の三第三項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第二条第二項の規定により職員とみなされる者

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第五条 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十一年徳島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「もの」の下に「第十三条を除き、」を加える。

第十三条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第十三条 技能労務職員で地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員であるものの給与の種類及び基準については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年徳島県条例第十九号)の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例の規定中「報酬」とあるのは、「給料」とする。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十五条中「第十条に掲げる条例」の下に「及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定」を加え、「によつて」を「により」に改める。
(職員の分限に関する条例の一部改正)

第六条 職員の分限に関する条例(昭和四十年徳島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の一項を加える。

8 法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「休養を要する程度」とあるのは「法第二十二条の二第一項及び第二項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内において休養を要する程度」と、「三年を超えない」とあるのは「法第二十二条の二(職員の懲戒に関する条例の一部改正)」とする。

(職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第七条 職員の懲戒に関する条例(昭和四十年徳島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる職員に係る前項の給料の月額は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年徳島県条例第十九号)第二条第三号に規定するパートタイム会計年度任用職員 同条例第十二条第四項に規定する基準月額から同項に規定する地域手当の月額に相当する額を控除した額を基準月額として、同条第一項から第三項までの規定

により算定した額

二 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第二十八号）第二条第三号に規定するパートタイム会計年度任用学校職員 同条例第十三条第四項に規定する基準月額から同項に規定する地域手当の月額に相当する額を控除した額を基準月額として、同条第一項から第三項までの規定により算定した額

三 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第三十号）第二条第三号に規定するパートタイム会計年度任用警察職員 同条例第十二条第四項に規定する基準月額から同項に規定する地域手当の月額に相当する額を控除した額を基準月額として、同条第一項から第三項までの規定により算定した額

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第八条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和四十年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第十七条（見出しを含む。）中「臨時的に任用される職員及び」を削る。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第九条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年徳島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第十条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年徳島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「又は」を「、」に改め、「第十八條第一項」の下に「、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第十九号）

第九条第一項（第十七条において準用する場合を含む。）、徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第二十八号）

第十条第一項（第十九条において準用する場合を含む。）又は徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第三十号）

第九条第一項（第十七条において準用する場合を含む。）」を加える。

第八条中「した職員」の下に「（地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第十一条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年徳島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

（徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第十二条 徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年徳島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「占める職員」の下に「及び法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員」を加える。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第四条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和二年四月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 新条例第二条第二項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて六月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する新条例第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の百分の五十に相当する金額とする。
- 4 前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する新条例第七条の二の規定の適用については、同条中「十二月」とあるのは、「六月」とする。
(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)
- 5 知事等の退職手当に関する条例（昭和五十六年徳島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。
第四条中「第二条に」を「第二条第一項に」に改める。
(特別職の指定等に関する条例の一部改正)
- 6 特別職の指定等に関する条例（平成十五年徳島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「第二条」を「第二条第一項」に改める。